

見附市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 7 年 8 月 2 2 日

見附市長 稲 田 亮

見附市規則第 2 1 号

見附市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する
規則

見附市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年見附市規則
第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 3 項中「及び第 1 5 号」を「、第 1 5 号及び第 1 7 号」に改める。

別表第 3 中「終り」を「終わり」に改め、「であって、6 月以上継続勤務してい
るもの」を削り、同表に次のように加える。

（1 7） 会計年度任用職員（6 月以上の任 期が定められている者又は 6 月以上継続勤務 している者（週以外の期間によって勤務日が 定められている者で 1 年間の勤務日が 4 7 日 以下であるものを除く。）に限る。）が負傷 又は疾病のため療養する必要がある、その勤 務しないことがやむを得ないと認められる場 合（公務上の負傷又は疾病によるものを除 く。）	1 の年度において、別表第 6 に定 められる日数の範囲内で必要と 認められる期間
---	---

別表第 4（2）の項中「小学校」を「中学校」に改め、「であって、6 月以上の
任期が定められている又は 6 月以上継続勤務しているもの」を削り、「看護」を「看
護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行うこと」を「若しくは学校保健安
全法（昭和 3 3 年法律第 5 6 号）第 2 0 条の規定による学校の休業その他これに準
ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教
育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすること」に、「2
人以上」を「2 人」に改め、「1 0 日」の次に「、その養育する小学校就学の始期
に達するまでの子が 3 人以上の場合にあっては、3 人目以降の 1 人につき 2 日を 1

0 日に加えた日数」を加え、同表（3）の項中「であって、6 月以上の任期が定められている又は6 月以上継続勤務しているもの」を削り、「2 人以上」を「2 人」に改め、「1 0 日」の次に「、要介護者が3 人以上の場合にあっては、3 人目以降の1 人につき2 日を1 0 日に加えた日数」を加え、同表（7）の項中「場合（」の次に「別表第3 第1 7 号及び」を加える。

別表第5 の次に次の1 表を加える。

別表第6（第1 4 条関係）

1 週間の勤務日の日数	5 日	4 日	3 日	2 日	1 日
1 年間の勤務日の日数	2 1 7 日以上	1 6 9 日から2 1 6 日まで	1 2 1 日から1 6 8 日まで	7 3 日から1 2 0 日まで	4 8 日から7 2 日まで
日数	1 0 日	7 日	5 日	3 日	1 日

備考 「5 日以上」には、1 週間の勤務日が4 日以下で1 週間の勤務時間が2 9 時間以上の者を含むものとする。

附 則

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の見附市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の規定は、令和7 年4 月1 日から適用する。ただし、別表第4（2）の項の改正規定（「小学校」を「中学校」に改める部分に限る。）は、令和6 年4 月1 日から適用する。